平成２４年（フ）第１３２３３号
東京都世田谷区上用賀３丁目15―11　第１ユニフラッツ303
破産者　湯澤　房子
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３６３号
東京都練馬区春日町４丁目35番11号
破産者　株式会社パトラ
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４１６号
神奈川県横浜市磯子区汐見台３丁目８－３3802棟206、開始決定時の住所神奈川県藤沢市大庭5310－２－203
破産者　倉田　絵美（旧姓田中・榎本）
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４３０号
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾５丁目16―６
破産者　嶋田　芳朗
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５１７号
東京都八王子市滝山町１丁目549番地１
破産者　有限会社ビリーブ
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５１８号
東京都調布市東つつじケ丘２丁目10―５
破産者　猪狩　孝男
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５１９号
東京都調布市東つつじケ丘２丁目10―５
破産者　猪狩　千早
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５７５号
東京都足立区西伊興１丁目３―28　グランドゥールD102
破産者　青木　一晃
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５８７号
東京都江戸川区南葛西５丁目５―18―602
阿部南葛西第２マンション
破産者　稲葉　才二
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６２５号
神奈川県藤沢市石川５丁目９番９号
破産者　株式会社未来工房
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６８６号
埼玉県川口市差間３丁目38番40号
破産者　株式会社アーチ
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６８７号
東京都北区浮間３丁目４―14―305
破産者　芹田　收一
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６８８号
東京都北区浮間３丁目４―14―305
破産者　芹田　和代
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８４８号
東京都目黒区下目黒６丁目８―24―205
破産者　岸田　洋和
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９０３号
東京都中野区上高田５丁目46―10　福島荘２Ｆ３
破産者　齊藤　大介
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９５１号
東京都荒川区南千住６丁目69―20―311
破産者　上松　博一
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２７５号
東京都新宿区北新宿４丁目23―７　グランヴァン東中野Ⅱ　204
破産者　山田　竜男
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３６６号
東京都国立市中１丁目18番地の41
破産者　有限会社プレイヴィック
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３６７号
東京都国立市中１丁目18番地の41
破産者　Ｇｏｏｄｆａｒｅ有限会社
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３６８号
東京都稲城市若葉台２丁目１－１―913
破産者　仁村　貴明
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３６９号
埼玉県飯能市大字大河原955番地１
破産者　有限会社ＮＴＫシステム
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３７０号
東京都あきる野市二宮1097―40―203、住民票上の住所東京都あきる野市雨間487－８
破産者　石垣　友也
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部